

令和6年度 第2回大垣市こどもの居場所づくり懇談会 会議録

1 日 時 令和6年8月21日（水）9:00～10:45

2 場 所 大垣市役所8階 大会議室

3 議 題

- (1) 居場所活動における実施マニュアル（案）について
- (2) こどもの居場所づくり補助制度（案）について
- (3) 大垣市のこどもの居場所の考え方について（最終報告素案）
- (4) こどもの居場所参加者へのアンケート結果について（報告）
- (5) 大垣市こどもの居場所づくり実施団体の情報交換会での主な意見について（報告）
- (6) こどもまんなか意見交換会での主な意見について（報告）
- (7) こどもの居場所の愛称及びロゴの決定について（報告）
- (8) こどもんち及びサポーターの登録状況について（報告）
- (9) こどもの居場所カレンダーについて（報告）

4 出席者

(1) 委員：5名（敬称略）

大学名等	役職等	氏名
岐阜大学	教育学部教授	今 村 光 章
本巣市教育委員会	教育センター子ども支援対策監	岡 田 芳 子
岐阜聖徳学園大学短期大学部	幼児教育学科教授	徳 広 圭 子
大垣女子短期大学	幼児教育学科学科長・教授	光 井 恵 子
岐阜協立大学	経済学部教授	山 田 武 司

(2) 関係課：2名

永井 康（キッズピアおおがき子育て支援センター所長）

林 昭義（社会教育スポーツ課長）※途中退席

(3) 事務局：8名

毛利 正人（こども未来部長） 新森 信市（子育て支援課長）

高嶋 博一（子育て支援課長 こども家庭センター担当）

高木 康洋（子育て支援課 主幹） 箕浦 利仁（子育て支援課 主幹）

内山 良（子育て支援課 主幹） 服部 夕里子（子育て支援課 主事）

藤原 匠（子育て支援課 主事）

事務局	<会議冒頭あいさつ>
会長	<議事進行については、要綱第5条第3項の規定により、会長は、懇談会を代表し、議事その他の会務を総括するとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。> ・今回の議事録の署名者は、これまで名簿順とさせていただいておりますのでA委員をお願いします。 ・まず「議題(1)：居場所活動における実施マニュアル(案)」の説明をお願いします。
事務局	<「議題(1)：居場所活動における実施マニュアル(案)」説明>
会長	・ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いします。
B委員	・3ページの「図1こどもの居場所の分類イメージ」について、上が特定のニーズ別に見た居場所の分類、下が行政の関与で見た居場所の分類となっていますが、少しわかりにくいと感じていて、例えば、マス目の表のようにして、縦軸横軸にそれぞれ特定のニーズで見た分類と行政の関与で見た分類を当てはめて、ユニバーサル型の居場所で、つどえる居場所はこういうところ、混在型の居場所でつどえる居場所はこういうところ、と示した方が分かりやすいと思います。 ・マニュアルの中の「こども」の表記について、「こども」と「子ども」が混在しているので、大垣市としてどういう表記にするか、統一したほうがいいと思います。 ・1ページ目の「本市におけるこどもの居場所の現状」について、主語が明記されておらずぼんやりとしているので、主語は本市になるかと思いますが、「本市」と明記されるといいと思います。また「居場所を必要としている子どもは少ない状況」とありますが、根拠となっているのは国の居場所を必要としている子どもたちの割合と比べてなのかと推察しておりますが、何に比べて少ないのかを明記すると良いと思います。例えば、大垣市は全国の平均と比べたら必要としている子は少ないが、その状態であえて

	なぜ居場所づくりを進めるのかといったら、大垣市の子育て支援条例の中に、すべての子どもは、その一人ひとりが社会の宝、未来への希望であり、次代の大垣を担うかけがえのない大切な存在、とあって、パーセンテージは少ないけれども、全ての子どもというところを目指そうとすると、さらにそこに力を入れて行かないといけないという表記のほうがいいのかなと感じました。
C委員	・主に三つのことと思います。まず3ページの図の話と、「こども」の表記の仕方、それからこの1ページの居場所を必要としている子どもが少ないことの根拠について、ご指摘いただきました。「こども」の表記はどれかに統一していただいて、おそらく両方とも漢字にするのは保育に携わるところは控えているかと思います。文科省は「子供」と漢字にしていますが、それは事務局に一任でいいかと思います。3ページの図について、お話いただいた縦軸と横軸にされるのは想像がついておらず、どういった形になるでしょうか。
B委員	・マス目の表にして縦列に、ユニバーサル型、混在型、ターゲット型、横列につどえる居場所、ほっとな居場所、福祉サービス・支援として、合致するところに該当する施設が入って、そうするとその施設がどんな場所かが分かりやすいかなと感じています。
事務局	・下の行政の関与の方については、非常に悩ましいところがあって、のちの議題にも取り上げさせていただきますが、いろんな切り口があると考えています。一度また整理をして、提案させていただきたいと思います。今日の資料№3で説明させていただくと、例えば、行政サービスっていうと年齢であるとか、所得の状況とかそういったことで、提供される人が限られるものとか、公園とか子ども食堂のように、利用者が限定されない、誰でも来ていいというみたいなそんな切り口もあったりして、何が一番整理する切り口として良いのか検討しているところですので、一回整理したいなと思っています。
C委員	・図1の説明っていうのは資料№32ページの(3)居場所の分類で、図1が参照になってこの文章に対する説明を図1で補完するという形になってると思います。この図1を一つの箱の中に入れてるから混乱するので、特定のニー

	ズの面から見ると、様々なこどもの居場所はこんなふうに分類できますよ、行政の関与から見るとこんなふうにして分類できますよ、という見せ方にして、図を2つに分けて、それに対応するように2ページの説明を少し分かりやすく書かれたら良いのではないかなってそんな気がしました。
事務局	・メール等手段がありますので、もう一回作ったものをまた見ていただきたいと思います。
会長	・大垣においては居場所を必要としている子どもが少ない状況であるということの根拠についてはいかがでしょうか。
事務局	・資料No. 3のところに最終また置き換わる場所になるんですけども、資料No.3のところにこどもの居場所アンケートの結果がありまして、そのアンケートの結果を基に、全国との比較はないんですけども、アンケートの結果を基にして書いています。これを協議していただいたものを、資料No.1の冒頭のところに流し入れる形を想定しています。
会長	・また議題3で議論することにして、他の点についてお気づきの点あればお願いします。
D委員	・12ページのほっとな居場所の届出の(3)登録条件について、課題を有する子どもを把握した場合には行政に情報提供するとあって、とても大切なことと思いますが、どこに提供していいかが分かりにくいと思いました。後ろの方に相談窓口の記載がありますが、これはあくまで相談で、情報提供の窓口ではないかと思いますので、情報提供の窓口について明記すると分かりやすいと思います。16ページでも同様に、子どものSOSから、児童虐待を疑う場合は、相談窓口に連絡してくださいとありますので、ここでも明記いただきたいですが、次のページを見ると、児童虐待に関する相談は子ども相談センターとなっていて、そうすると市では把握できないことになるかと思います。市も把握しておいた方が良くかと思いますが、市へも連絡がもらえるような形で記載いただくと良いかと思います。
E委員	・資料No.1の表記について、表紙では「居場所活動における実施マニュアル(案)について」となっていますが、実際のマニュアル(案)の名称は、「子ど

も食堂・子どもの居場所づくり実施マニュアル」になっていて、マニュアルは子ども食堂・子どもの居場所づくりの実施マニュアルとなっていて表記にずれがあるかと思います。

- ・1ページ目の、(2)本市が目指すこどもの居場所、②対象の中に「また、居場所は、運営者自身や地域の人たちの居場所としての役割を期待されていることから、広範な人々の関わりを期待する」とありますが、これは運営者自身のことかと思いますが、この対象からは抜くべきかと思います。
- ・4ページの中に「子どもの居場所とは、家でも学校でもなく、子どもが居場所と思えるような場所です」とありますが、国や県も「子ども自身」という表現をしていることが多いので、「子ども」の後ろに「自身」と入れていただいた方が良いかと思います。
- ・県の規定と差異があるところがあって、6ページの開催規模、内容などの箇所は県だと定員が設けられています。(8)子どもたちへの呼びかけについて、県では開催2週間前と決められています。定員について大垣市として意図して外しているということであれば問題ないかと思いますが、一度ご確認ください。
- ・個人情報のことはどこかに載せる予定でしょうか。個人情報保護の関係は大事になってくると思いますので、載せていただいた方が良いかと思います。
- ・7ページの、居場所実施団体への支援方法について、こういった実施団体に参加したい人のことを書いているのでしょうか。だとすると記載場所はここでもいいのかなと思いました。
- ・12ページのほっとな居場所の届出なんですが、ほっとな居場所の説明で「ほっとできる居場所」というのがあって、「ほっとできる居場所」は登録してください、それ以外の「ほっとな居場所」は登録できませんということなのか、「ほっとな居場所」も登録が必要なのか、表題がずれているので分かりにくいかと思います。
- ・16ページの、(2)こどものSOSから児童虐待が疑われたらについて、「こどもに意図的・故意に身体的苦痛や心理的苦痛などを」とありますが、「意図的・故意」でなくても、結果として子どもが虐待と感じたら虐待となるので、虐待に関する法律に抵触していると思います。同じページの、「こどものSOSから、児童虐待を疑う場合は、相談窓口に連絡してください」とありますが、これは通告義務がありますので、相談では不十分だと思います。こどものSOSというとよく国の文書では、虐待、ヤングケアラー、いじめとな

	っていることが多いですが、大垣市は虐待のことを中心にされています。実際こういった場所で大人に相談することとしては、虐待などより、いじめに関する相談の方が多いと感じていますので、いじめについてもどこかに入れていただきたいと思います。 ・17ページの相談窓口一覧のところが、「困っている方、悩みごとを抱えている方を見かけたら、次の相談窓口をご案内ください」となってるけど、これは居場所の運営をされている方が困っている方にこういうところあるから連絡してみても紹介されることを想定しているのか、それとも実施団体が相談窓口連絡して繋ぐことを想定しているのかによって語尾が変わってくると思うんです。例えば、DVを受けていて、居場所の人に相談したんだけど、自分で相談に行きたくはないという人について、こども家庭センターなどに繋ぐという役割まで求めているのであれば、「ご案内ください」という文言では違うかなと思います。おそらくそういったところを求めてらっしゃるので、登録をして横のつながりの中でやっていかれようとしていると思うので、少し修正したほうがいいかと思います。また、相談窓口一覧の、20ページにある児童相談所全国共通ダイヤル189なんですが、ここは児童虐待の専用ダイヤルになるので、内容の修正をお願いします。また、21ページの中央子ども相談センターや、こども家庭支援センター「はこぶね」が入っていて、この2つは西濃圏ではなく岐阜市の相談窓口になるので、ここに確認を取ったうえで記載されているということであれば問題ないかと思いますが、一度掲載を見直していただけると良いかと思います。
会長	・マニュアルの完成はいつまでですかね。
事務局	・今年度中にと考えています。
会長	・そうするともう一度事務局で揉んでいただいて、次回以降もう一度確認という形でよろしいですか。
事務局	・分かりました。
A委員	・いろいろな分野の人たちがそれぞれの視点で見て行かないと、齟齬が生じてしまうということを感じています。

C 委員	・子育て支援会議の中でも、居場所づくりに関する大垣市の取組に関心をもっている方も多いですし、みなさん大垣市のこうした動きにとっても好感触を抱かれている方が多いです。 ・子どもの表記については、なかなか難しい所ですが、説明が付くようにできると良いのではないかと感じました。 ・12ページほったな居場所のところでこれ基本的な質問なんですけど、「ほっと」っていうのはほっとできるっていうのと、それから温かな見守りができるというのをかけてるのかなと個人的に思っていて、ほっとのほっとは暖かそうなイメージなので、リード文に子どもたちを温かく見守ることができる場所みたいなことを記載したらどうかなというようなことを思いました。例えば12ページの(3)登録条件の3で子どもたちの話し相手とありますが、話はしなくても見守る子どもたちを見守る人がいることとか、必ずしも喋らなくてもいいのではないかなと少し思いました。 ・登録条件の中並べ方について、①～④までは良いと思うんですが、⑦、⑤、⑥の順での並びの方が良いのではないかと思います。⑥については、ほかの要件で自治会や社会福祉法人などとあるので、反社会的な団体はあんまりないような気がするんですが、行政の文書なので書かざるを得ないんだらうとは思いますが、順番は最後でいいのではないかと感じました。
E 委員	・今の12ページのところの(2)対象の④に、株式会社等の法人及び奉仕・ボランティア団体とありますが、奉仕とボランティアは厳密に言うと違いがありまして、おそらく大垣市が想定しているのはボランティアで、奉仕っていうのはかわいそうな人を救うという、少し上からと言いますか、あえて入れてらっしゃるならいいんですが、ボランティア団体のみにした方が良いのではないかと思います。
事務局	・様々ご意見ありがとうございます。またもっとご意見有れば教えていただきたいです。メールでも結構ですので、市民の方が見た時に読みやすく、すっと入るものでないといけないと思いますので、よろしくお願いします。
B 委員	・細かい所で、例えば5ページですが、子どもたちが求めているニーズ、とあるんですが、ニーズって元々求めることという意味がありますので、子ど

	もたちのニーズとした方がいいかなと思います。また親しみやすいネーミングをつけましょうってありますが、ネーミングには名前を付けるという意味があるので、親しみやすい名称をつけましょうとか、親しみやすいネーミングを決めましょうとか、ちょっとした日本語的なところとか、句読点なども気になっています。
会長	・細かい修正也多そうですので、委員の皆さん気になるところは朱書き等で示していただいて、事務局の方に提示していただく形でもよろしいでしょうか。一度ここで区切らせていただきたいと思います。 ・次に「議題(2)：こどもの居場所づくり補助制度(案)について」の説明をお願いします。
事務局	<「議題(2)：こどもの居場所づくり補助制度(案)について」説明>
会長	・ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いします。
C委員	・資料No.2補足にある対象経費ですが、外部講師の報償費を対象にするのは良いと思うんですが、外部ボランティア分まで対象にしてしまうと、ボランティアではなくなってしまうので、外部講師で何かやっぱり教えていただく指導者の方は良いと思いますが、外部のボランティアに来ていただいた人のお金を出すのは、なくてもいいのかなと。ボランティアでもなんでも払っちゃうと、どんどんいくらでもお金が必要になってくると思うので、外部であってもボランティアさんへの謝礼を対象にはしない方がいいかなと思います。
D委員	・実施要件のところに、主な利用者を高校生以下の子ども及び保護者とされていますが、先ほどのマニュアルではこどもの居場所の想定として、主に小学生から中学生までとされていて、齟齬があるかなと思います。 ・経費のところで、支払うべきというわけではなく、今後出てきそうなところとして、外部ボランティアへの交通費はいいのか、とか出てくるかなと思いましたので、対象とするか内部で決めていただいて運用すると良いかなと思います。 ・補助額について、20回分までということですが、イベント的に実施される

	ところについては問題ないかと思いますが、ほっとな居場所のような、週1回やるところで、1回あたりにお金もそんなにかからない所でも20回までしかできないので、回数の上限を見直していただけると、20万円の中で回数多く実施できるところもあるかと思いますが、一度検討いただけたらと思います。
事務局	・ほっとな居場所はこの補助制度とは別枠の中で、この補助金の対象になるところは、子ども食堂やプレーパークなど、居場所の活動をする団体になります。現行の補助制度は、子ども食堂と、それ以外のプレーパークや学習支援などの居場所づくりとで2本立てにしていたところを、1つにまとめるというところで、今回提示させていただきました。ほっとな居場所については、先ほど登録制度についてお話をさせていただきましたが、この補助とは別のもので、ほっとな居場所はボランティアで居場所となるスペースを提供いただける事業者さんなどを募集しているものになります。 ・ほっとな居場所のイメージですが、昔でいう駄菓子屋さんとかお店が営業しているその空きスペースで子どもたちが過ごせる場所があって、見守ってくれる人がいるといったところを想定しています。こちらについては補助は想定していませんが、補助はないけれども何かあった時のための保険には市として加入させていただいて、登録された団体については対象になるといった形で進めています。また、近所のお菓子屋さんなどでお菓子あげるよっていうところにサポーターとして登録してもらって、近くのほっとな居場所に提供いただくような制度を始めています。
B委員	・大垣市は団体さんとの対話を大事にして進めている中で、今は補助金貰ってやっているけれど、いずれ自立してやっていきたいという意見もあって、実際、今は補助金がないと成り立たないんだけど、補助金がなくてもやっていけるような自立モデルのようなものがあるといいなと感じました。子どもの数は減ってきていますが、いなくなるわけではないので、こういう活動は大事にしていききたいと思うんですけども、例えば公的なところでやろうとすると施設の使用料がかかるので、公的なところを使う場合はそこだけでもゼロにするとか、今回提示していただいたところより先のところかと思いますが、いずれ自立してやっていきたいと考えている団体がいる中で、自分のところで建物を持っているところはやりやすいかと思うんですが、そうでないところがゼロベースから始めて続けていけるモ

	デルといったものが示せると良いかなと思いました。
事務局	・大垣市や県の補助は額が少ないですが、NPO法人の基金や、企業からの寄附をうまく使ってやっていたりとか、飲食店で子ども食堂をやっているところでは、趣旨を賛同してくれたお客さんからのお釣りなどの寄附を子ども食堂の運営の一部に充てているとか、自治会でやっているところは、近所の人が野菜などを持ってきてくれるので、お金がそんなには要らない、というところもあります。 ・それぞれ団体さんが工夫して実施されているので、これがモデルだと提示してそれが正解となってしまうのも難しいと考えており、こどもの居場所づくり団体の意見交換会の中で、それぞれの運営の工夫などを話す機会を設けて情報交換できるようにしています。企業の寄附やNPO法人の基金などの情報共有ができるネットワークの機能などもいずれ出来たらと思っています。 ・サポーターやほっとな居場所も登録の問合せがいくつか入っていて、サポーターだと、物ではなくてレクリエーションの提供といったところでも登録いただいたりしています。
C委員	・補助金をいただいて運営する入門の手引きみたいなものがあって、いろんな補助金があったり、それから企業にお願いするとか、こういう手段があるんだなって分かるものがあるといいと思いました。
会長	・それでは次に「議題(3)：大垣市のこどもの居場所の考え方について(最終報告素案)」の説明をお願いします。 <「議題(3)：大垣市のこどもの居場所の考え方について(最終報告素案)> ・ただいま事務局から説明がありました。確認ですが、この居場所づくり懇談会としての報告書ということでしょうか。
事務局	・はい。そしてそれを受けて、市の方針としてしていきたいと考えています。
会長	・分かりました。それでは、ご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

B 委員	・この分類表を見た人が何を見たいかっていうところだと思うんですね。自分の周りの居場所がどういう性格のものかっていうところを見る人もいるだろうし、こんないろんなところがあるんだって見る人もいると思うので、これはもう大垣市の実際の建物なり名称を記載すると分かりやすいかと思います。今書かれているものは一般名称と実在の建物名が混在しているかと思います。また大垣にはないものも書かれているかと思います。校内カフェと混在型のところに書かれていますが、大垣市には校内カフェないかと思いますし、ターゲット型にフリースペースってあるんですけど、岐阜市でフリースペースっていうと、不登校の子が行ける、別の学校の子も来れる学校内にあるスペースという認識で、フリースペースっていう名称のところがあればここっていうふうに使えばいいかと思いますが、大垣市にある建物で、一般名称ではなく、固有の名称を記載すると良いかと思います。
事務局	・上の分類に記してあるのが、国の検討過程で示されていたので一般名称が多くなっています。下の方については市の固有の名称のものが多くなっています。
B 委員	・そのあたりも整理できると分かりやすくなると思います。
E 委員	・はじめのリード文ですが、「～本市の考え方をまとめたので報告するもの」となっていますが、体言止めに違和感を覚えたので、一度語尾をご検討いただければと思います。 ・3ページ目の下の表の⑩児童遊園地となっていますが、児童遊園の間違いではないでしょうか。 ・4ページの(1)ほとな（ほっとできる）居場所のところで、ほとな居場所のことを言っているのか、その中のほっとできる居場所のことを言っているのか分からなくなってしまうので、右の表を活かすのであれば、「ほとな居場所」のことを書くべきであって、ほとな居場所の一つであるホッとできる居場所が図の中に無いのに、4ページの説明の方にはあるので分かりにくいと思います。 ・7ページの(3)その他の中に、「それぞれの活動の意義や運営者の思いを尊重しながら多様な居場所づくりを進める」とありますが、この中にこどもの

	意見反映を入れていただいた方がいいかと思います。実際もう取り組んでいただいているかと思うので、記載した方がいいと思います。
事務局	・⑯の児童遊園地については、自治会で管理しているもので、名称としてあります。児童福祉法の児童遊園とは別のもので、地域で作っている公園になります。
C委員	・やっぱり3ページの居場所の分類のところの説明がしっくりこないですね。特定のニーズというところと、行政の関与等っていうのが絡んではいるけれども、その絡み方が明確じゃないので市民に示すときには2つの視点で分析していることを明記して、2つに図を分けた方がわかりやすいんじゃないかなと思いますね。そしてほっとな居場所とつどえる居場所もきっぱり分かれているわけではなく、重なっている部分もありますよね。それと順番ですけど、特定のニーズの方を先には来てるんですが、この順番も行政の関与の方を先に出して、そして「つどえる居場所」っていうところを特定のニーズというふうに見てみるとこういうものをこういう見方もあるっていうふうに付随的にした方がいいんじゃないかなと思います。 ・それからこの4月に制定されたこども基本法、その前の子どもの権利条約の中に入ってる子どもの意見表明権、最近トピックになってるので、その他として書いておく方が子どもの意見聞かなきゃいけないので、大垣市は既にアンケートなどで聞いているのでいいとは思いますが、記載しておくといいかと思います。
A委員	・1ページ目の居場所を必要としている子どもは少ないというところで、「必要とする子どもが居場所を見つけることができるように」とあるんですが、必要としないといけないんでしょうか。必要としていないと作らないように捉えることが出来てしまうので、「必要とする」はなくしてもいいかなと思います。
C委員	・居場所を求めているとか、居場所が欲しいと願っている、くらいの方がいいかもしれませんね。どうしても必要だとか必要でないって言葉になると客観的な視点になってしまいますので、子どもが主観的に居場所が欲しいなって思ってる場合に見つけられるみたいな表現がいいかもしれません。

D委員	・3ページの表と、5ページの図のところについて、大垣市の方が見るわけですので、3ページの表と5ページの図とで名称あっている方がわかりやすいと思います。先ほども話がありましたが、大垣市に無いものも記載してしまうと、あるのかなと勘違いしてしまうこともあると思いますので、大垣市にある居場所を記載いただくのがいいかなと思います。 ・今回3ページの表ができたことによって居場所の見方が、特定のニーズ、行政の関与、参加する人が限定されるされない、の大きく3つになったと思います。この3つの分類になってくるとちょっと混乱するのかなと思います。基本的には、例えば、まず初めに、行政の関与、つどえる居場所、ほっとな居場所、福祉サービス・支援の分類を前面に出して、ほかの見方もある、というところで、特定のニーズの分類や、3ページの分類を見せるという形でどうかなと思いました。これがメインに見せたいというものがあれば、それを前面に出していくと良いのかなと思います。
C委員	・特定のニーズによる分類は、表には載せずにその他に記載するくらいでもいいかもしれませんね。つどえる居場所、ほっとな居場所というところを大垣市のメインとして出して、特定のニーズによる分類は前に出さない方が見やすいかなとは思いますが。
会長	・次に報告事項について、議題(4)から議題(9)までまとめて説明をお願いします。
事務局	＜ 議題(4)：こどもの居場所参加者へのアンケート結果について 議題(5)：大垣市こどもの居場所づくり実施団体の情報交換会での主な意見について 議題(6)：こどもまんなか意見交換会での主な意見について 議題(7)：こどもの居場所の愛称及びロゴの決定 議題(8)：こどもんち及びサポーターの登録状況について 議題(9)：こどもの居場所カレンダーについて＞ 説明
会長	・ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いします。
C委員	・こどもの居場所カレンダーっていいなっていうふうに思います。これができて、一歩前進なんだなっていうふうに思いました。

B 委員	・とてもかわいいロゴとか、カレンダーとかありがとうございます。子どもの居場所の中で、外国にルーツを持つ児童・生徒のための放課後支援教室とありますが、これ発信されるときに英語とかスペイン語とか、ここのニーズがある家に対するアプローチはあるんですか？
事務局	・このカレンダー自体は日本語のみとなっていますが、市の各種情報については、英語版やポルトガル語へ翻訳したアミーゴというものを出して、必要な人に届くようにしています。
D 委員	・カレンダー、非常にわかりやすくてすごいいいと思います。居場所の補助の話ですが、これは極端な話で1回のイベントが20万円でも20万円もらえるのでしょうか。
事務局	・基本的には1回あたり1万円を乗じた額となり、1回しかやっていないのであれば、上限1万円までになりますし、5回やっていけば上限5万円まで対象になります。1回あたりの額はきまっていないので、例えば1回は15,000円かかったけど、2回目は5,000円で、という場合でも、回数に1万円をかけた額の範囲内であれば対象になります。先ほどお話の中で、40回でも1回当たりの単価5,000円であれば、補助の上限額は20万円ですので、対象になってきます。イベントというよりも継続的に定期的にやっていただくものに対する支援ということを前提にしています。
E 委員	・居場所カレンダーですが、月一回発行ですか。
事務局	・発行自体は2か月に1回です。
E 委員	・他市では随時更新されていたり、スマートフォンからも見やすくされていたり、団体さんが情報を登録して、その内容が反映されるようになっていたりするところもあります。 ・「こどもんち」というのは、ほっとな居場所の中のほっとできる居場所のことを指しているんですよね。サポーターというのは、このこどもんちのことを支援する人のことを指すということでしょうか。そうすると、例えばあと1週間くらいで期限が切れてしまうお菓子を寄付したい、賞味期限

	きれてしまいそうなジュースをお届けしたいってなった時もサポーター登録しないといけないのでしょうか。また、このサポーターが特定のこどもんちに届けるのか、13か所のこどもんちのどこかにサポーターが連絡を取って届けに行くのか、どうするのでしょうか。
事務局	・サポーターさんの近隣の場所で、その小学校区にあるこどもんちですとか、近くでマッチングさせるような形にして、地域のネットワークづくりを考えています。物量もありますし、サポーターも月1回という制限もあるんですけども、提供する側ともらう側が近い関係で、見えた方が良いのではと言うことで、小学校区くらいで考えています。小学校区で受け取り希望のところがなければ、少し広げていくような形で考えています。
E委員	・イメージとしてはフードバンクみたいな感じでしょうか。
事務局	・エリアごとのフードパントリーのイメージです。大きなところは本当に社協さんとかが実施されていますが、これはちょっとした子どもたち数人でシェアできるような規模で考えています。地域の中で循環というかネットワークができると良いなと言う思いで始めています。
A委員	・ほっとな居場所やサポーターで、登録が必要なのか必要でないのか、どういふことが必要なのか、少しわかりにくいかなと思ったので、市民の方が紐解きやすい形で提示できると良いかなと思いました。
会長	・本日の協議事項に関しては、意見も出尽くしたようですので、これで懇談会を終了します。 ・それでは以上で第2回大垣市こどもの居場所づくり懇談会を終了させていただきます。